

**秋田県南部老人福祉総合エリア
指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業
重要事項説明書**

あなたが利用しようと考えている指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業について、
契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第3条及び「横手市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準」第15条に基づき、指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業契約締結に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

1 事業者

事業者名称	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団
事業者所在地	秋田県秋田市御所野下堤五丁目1番地の1
代表者氏名	理事長 佐々木 薫
電話番号	018-889-8360
指定年月日	平成18年10月1日

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	秋田県南部老人福祉総合エリア指定訪問介護事業所
事業所所在地	秋田県横手市大森町字菅生田245番地34
管理者氏名	高 橋 彩 子
電話番号	0182-56-4771
ファクシミリ番号	0182-56-4771
事業の通常の事業実施地域	秋田県横手市大森町の全域
指定事業所番号	0570314419

(2) 事業目的及び運営方針

事業目的	事業者は、介護保険法令に従い、要支援状態と認定された利用者及び基本チェックリストにより総合事業の対象とされた利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業（以下、「事業」という。）を提供し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目的とします。
運営方針	事業の目的を達成するため、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指し、入浴、排せつ、食事の介護その他の支援を行うものとする。
第三者評価の実施状況	実施の有無 : 無

(3) 営業日及び営業時間

営業日	通年毎日営業
営業時間	午前8時30分～午後5時15分

(4) 職員の職種及び員数

職 種	員 数	備 考
管理者	1	常勤、サービス提供責任者、訪問介護員と兼務
サービス提供責任者	2	常勤、管理者、訪問介護員と兼務1名 常勤、訪問介護員と兼務1名
訪問介護員	10	常勤3名 管理者、サービス提供責任者と兼務1名 サービス提供責任者と兼務1名 非常勤7名

(5) 主となるサービス内容（介護保険法で定める指定介護予防訪問介護のサービス内容に限られます。）

身 体 介 護 に 関 す る こ と	
食事介助	食事の介助を行います。
排せつ介護	排せつの介助、おむつ交換を行います。
入浴の介護	入浴の介助を行います。
更衣の介護	身繕いを整える介助を行います。
清潔保持の介護	入浴が困難な利用者を対象に、身体清拭、洗髪等を行います。
そ の 他	服薬確認、健康観察等を行います。
家 事 援 助 に 関 す る こ と	
調 理	利用者の食事を用意します。(配膳、片付けを含みます)
環境整備	利用者の居住等の掃除、整理整頓を行います。
洗 濯	利用者の衣類の洗濯等を行います。
相 談、助 言 に 関 す る こ と	
相談、助言	利用者の生活、身上、介護に関する相談、助言を行います。
安 否 確 認・安 全 確 認	
安否確認・安全確認	利用者の安否確認、安全確認を行います。

(6) 利用料金

①訪問型サービス費

訪問型サービス費（Ⅰ）（Ⅳ）同一 要支援1・要支援2・事業対象者	1回 2,680円 月5回以上の利用 月額 11,760円
訪問型サービス費（Ⅱ）（Ⅴ）同一 要支援1・要支援2・事業対象者	1回 2,720円 月9回以上の利用 月額 23,490円
訪問型サービス費（Ⅲ）（Ⅵ）同一 要支援2・事業対象者	1回 2,870円 月13回以上の利用 月額 37,270円
初回加算	2,000円

②利用者負担金

介護保険の適用になる利用者（要支援認定を受けている方）は負担割合証に応じた基本料金の1割（一定以上の所得の場合2割又は3割）の額をお支払いいただきます。（消費税は課税されません。）

ただし、介護保険の給付の範囲を超えた場合は、全額自己負担となります。

訪問型サービス費	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
訪問型サービス費（Ⅰ）（Ⅳ）同一	1回 268円 月5回以上の利用 月額 1,176円	1回 536円 月5回以上の利用 月額 2,352円	1回 804円 月5回以上の利用 月額 3,528円
訪問型サービス費（Ⅱ）（Ⅴ）同一	1回 272円 月9回以上の利用 月額 2,349円	1回 544円 月9回以上の利用 月額 4,698円	1回 816円 月9回以上の利用 月額 7,047円
訪問型サービス費（Ⅲ）（Ⅵ）同一	1回 287円 月13回以上の利用 月額 3,727円	1回 574円 月13回以上の利用 月額 7,454円	1回 861円 月13回以上の利用 月額 11,181円
初回加算	200円	400円	600円

※利用者の住居と同一建物に対する減算（－12％）は1か月のサービス利用料の合計から差し引かれます。

※介護職員処遇改善加算Ⅰとして、1か月間の合計単位数に13.7％を乗じた料金を頂きます。

※介護職員等特定処遇改善加算Ⅰとして、1か月の合計単位数に6.3％を乗じた料金を頂きます。

※介護職員等ベースアップ等支援加算として1か月の合計単位数に2.4％を乗じた料金を頂きます。

（7）交通費

通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に要した交通費の実費をお支払いいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートルにつき37円とします。

（8）お支払い方法

当月のサービス利用分に関する利用者負担金を、事業所が定める金融機関に、翌月の15日までにお支払いいただきます。お支払い方法は、原則口座引き落としとさせていただきます。

介護予防サービス計画を作成していない場合など、「償還払い」の取り扱いに於いては、一旦利用者に基本料金をお支払いいただき、その後市区町村に対して保険給付分（基本料金の9割又は8割、7割）を請求していただくことになります。

（9）留意事項

①サービス提供の為に利用者の居宅に於いて使用する、水道、電気、ガス、電話等の費用は、利用者の負担になります。

②訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。

3 秘密保持及び個人情報の保護

業事業者及び訪問介護員等は業務上知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

また、利用者から文書での同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者等の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

4 サービスの内容に関する苦情・相談の連絡先

事業所の相談窓口	担当者	サービス提供責任者 高 橋 彩 子
	電 話	0 1 8 2 - 5 6 - 4 7 7 1
	F A X	0 1 8 2 - 5 6 - 4 7 7 1
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分
横手市の相談窓口 (まるごと福祉課)	所 在 地	秋田県横手市中央町8番2号
	電 話	0 1 8 2 - 3 5 - 2 1 3 4
	F A X	0 1 8 2 - 3 2 - 9 7 0 9
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分
秋田県国民健康保険団体連合会	所 在 地	秋田県秋田市山王4丁目2番3号
	電 話	0 1 8 - 8 8 3 - 1 5 5 0
	F A X	0 1 8 - 8 8 3 - 1 5 5 1
	受付時間	午前9時00分～午後5時00分
秋田県運営適正化委員会 (秋田県福祉サービス相談支援センター)	所 在 地	秋田県秋田市旭北栄町1番5号
	電 話	0 1 8 - 8 6 4 - 2 7 2 6
	F A X	0 1 8 - 8 6 4 - 2 7 0 2
	受付時間	午前9時00分～午後5時00分
その他行政機関連絡先	別紙一覧参照	

5 身体拘束の禁止

利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者の生命、身体を保護するためにやむを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

6 虐待防止の為の措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者の選定及び設置、虐待防止委員会を定期的に行い、その結果を職員へ周知徹底します。また職員に対し研修を実施し虐待防止に努めます。利用者が虐待を受ける、または受ける恐れがあるときは、事業者は直ちに適切な措置を講じます。

7 障がいを理由とする差別解消の推進

差別解消法の定めにより、障がいを理由とする差別に関する相談等に対応します。

差別解消責任者	秋田県南部老人福祉総合エリア	管理者	藤原 政広
差別解消相談員	秋田県南部老人福祉総合エリア	養護老人ホーム施設長	鈴木 正人
差別解消相談員	秋田県南部老人福祉総合エリア	軽費老人ホーム施設長	鈴屋 理恵子

8 損害賠償

事業の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、利用者自らの責めに帰すべき事由による場合にはこの限りではありません。

9 事故発生時の対応

利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

10 緊急時の対応

訪問介護員等は、現に事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11 衛生管理

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、事業所の設備及び物品を清潔に保持し、衛生的な管理に努めます。また事業所において感染症の予防及びまん延の防止のための委員会を月1回程度開催し、その結果を職員へ周知徹底します。職員に対し研修を実施し、感染症の予防及びまん延防止に努めます。

12 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する当事業所のサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。また訪問介護員等に業務改善計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。

13 ハラスメント対策

適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動及び優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するため、必要な措置を講じます。

【説明確認欄】

事業の提供の開始に際し、重要事項説明書を交付して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

秋田県南部老人福祉総合エリア 指定訪問介護事業所

説明者職名

説明者氏名

印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付と説明を受け、事業の提供開始に同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

家 族 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との続柄 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との続柄 _____

※署名または記名押印